

ペット飼育に関する細則

第1章 目的

(目的)

第1条 本細則は原山レジデンス管理組合(以下「管理組合」という)の共同生活の秩序維持に関する協定(以下「本協定」という)第4条第五号～第八号の規定により、管理組合と組合員及び占有者(以下「組合員等」という)における動物の飼育及び動物の愛護に関し理解を深める事を目的に管理組合同規約第18条の規定に基づき制定する。

第2章 飼育禁止・飼育許可の要否・飼育許可手続

(飼育禁止事項)

第2条 組合員等は次の行為を行ってはならないものとする。

- 一 猛獣、爬虫類、猛禽類及び他人に危害を及ぼす恐れのある動物(以下「危険動物等」という)の飼育
- 二 管理組合の許可を受けない犬又は猫の飼育
- 三 犬又は猫以外で管理組合の許可を必要とする動物の無断飼育
- 四 前二・三に該当する動物を売買や繁殖などの目的、その他業とする目的での飼育
- 五 本協定上飼育できる小鳥及び魚類の場合であっても、以下の行為を禁止する
 - イ 多数の飼育により騒音、悪臭その他によって近隣に迷惑を及ぼす飼育
 - ロ バルコニー、階段等の共用部分での飼育(但し、直ちに移動可能な小さな「鳥籠」「鉢」「箱」などでの飼育は除く)

(飼育許可を必要とする動物)

第3条 管理組合の飼育許可を必要とする動物(以下「ペット」という)は、次のとおりとする。

- 一 犬、猫
 - 二 兎、モルモット、フェレット、プレーリードッグ及びリスその他これに類する小動物
 - 三 前一・二に掲げた小動物以外で管理組合理事会が別に定めた小動物
- 2 前項に掲げる動物を、売買や繁殖などの目的、その他業を目的として飼育する場合は許可しない。

(飼育許可を必要としない動物)

第4条 管理組合の飼育許可を必要としないペットは、次のとおりとする。

- 一 小鳥、魚類
- 二 第2条第一号記載の危険動物等以外の動物で、他の居住者の生活環境に影響を及ぼさない範囲の成長時の体長が十数センチメートル程度で籠、箱で飼育できる小動物

(飼育許可可能なペットの数及び大きさ)

第5条 管理組合が飼育許可可能なペットの数は一世帯当たり1頭ないし1羽以内とする。但し、本細則が発効した時点で飼育しているペットはその全てを登録しその代に限り認めるものとする。

- 2 前項に掲げる飼育許可可能な犬、猫は、飼育許可申請時点において、成犬、成猫の体重がおおむね15kg以下の大きさのものとして認めたものとする。
- 3 第4条第二号に掲げる小動物の大きさ及び数は、当該小動物のすべてを飼育者一人で持ち運びできるケージに入れて飼育できる程度とする。この場合において小動物を飼育するケージの数は1住戸につき1個とする。

(犬又は猫の飼育許可手続)

第6条 犬又は猫の飼育者、あるいは犬又は猫を飼育しようとする組合員等は、管理組合が定める所定の「ペット飼育許可申請書(兼誓約書)」、及び所定の「誓約書を1棟全戸に交付したことの確認書」(以下「交付確認書」という)を、本細則第4章で定めるペットクラブの入会金、飼育負担金6ヶ月分の管理組合指定口座振込証明書又はそれに代わる書面を添えて提出して申請し、管理組合の許可を得なければならない。

- 2 前項の申請者は、次に掲げる証明書等を添付して申請しなければならない。ただし、飼育する動物の健康上の理由等でその実施が困難な場合は、獣医師の診断書をもってこれに代えることができる。

一 犬を飼育する場合

イ 成犬時の大きさ、体重の確認のため、獣医師の所見書(ただし、理事会が別に定める犬種を飼育する場合にあっては、血統証明書その他当該犬種であることを証する書面)

ロ 狂犬病予防法第4条第1項第二号に基づく登録を受け、同条第3項に基づく鑑札票の番号及び狂犬病予防接種の注射票番号

ハ 狂犬病以外の感染症について1年以内に実施した予防接種に関する証明書又はその写し

ニ やむを得ず飼育できなくなった場合の引き取り人の届出

二 猫を飼育する場合

イ 感染症について1年以内に実施した予防接種に関する証明書又はその写し

ロ マイクロチップの注入を受けていることを証する書面又はその写し

ハ 避妊又は去勢の手術を終えていることを証する書面又はその写し

ニ やむを得ず飼育できなくなった場合の引き取り人の届出

- 3 管理組合は前第1項記載の「ペット飼育許可申請書(兼誓約書)」、「交付確認書」が提出された場合は、速やかに当該許可申請につき必要な条件を具備しているかを審査し、申請者に対し「許可」又は「不許可」の決定を通知する。なお、管理組合は申請の条件が不備な場合には、決定通知前にその条件を整えるように指導することができる。

また、不許可の場合には、管理組合は速やかに入会金・飼育負担金を申請者に返還する(返還金には利息を付さない)。

- 4 前項の管理組合の審査及び決定は理事会において行うものとする。但し、理事会が理事で構成する専門部会を設けた場合は、当該専門部会において行うものとする。

- 5 管理組合は、飼育許可を決定した場合には、申請者に対し管理組合が発行する飼育標識を交付する。飼育者は、当該飼育標識を他の組合員等が見やすい場所に提示しておかなければならない。

(盲導犬等の特則・盲導犬等の育成)

- 第7条 盲導犬、聴導犬、介護犬（以下「盲導犬等」という）の補助を受けようとする飼育者は、前条の許可手続を経ずして、当該盲導犬等を飼育できるものとする。但し、当該飼育者は、盲導犬等を証明する資料、第6条第2項第一号イ、ロ、ハ、ニ記載の書類・届出事項又はこれらに代わる書類を添えて所定の「盲導犬等届出書」を管理組合に提出するものとする。
- 2 本細則は、盲導犬等をペットとして取り扱わないものとするが、盲導犬等の補助を受ける飼育者は、第11条・第12条の規定につき盲導犬等に該当する義務及び遵守事項を遵守するものとする。
 - 3 盲導犬等を育成するために、ボランティアとして一時的に預かった者には、本条の特則を適用せず、前条の許可手続を取らなければならない。

(入会金・飼育負担金)

- 第8条 犬又は猫の飼育者、あるいは犬又は猫を飼育しようとする組合員等は、飼育許可を申請するに際して、管理組合に対し下記の負担金等を口座振替で納入するものとする。
- 一 ペットクラブ入会金 金30,000円
 - 二 飼育負担金 金1,000円の6ヶ月分 金6,000円
- なお、飼育負担金は月単位で日割り計算はしないものとする。
- 2 ペットクラブ入会後の飼育負担金の支払方法については、管理組合はペットクラブに対し、その徴収業務を委託することができる。
 - 3 管理組合は前項の入会金及び飼育負担金を「ペットクラブ会計」と特別に区分けしてその他の会計と別個に処理するものとする。
 - 4 管理組合は、ペットクラブの予算書等に従い同会計責任者に必要な資金を「ペットクラブ会計」から交付し、ペットクラブの運営費並びにペット飼育に伴う各種問題が生じた場合の対策費に充てるものとする。但し、ペットクラブの予算書とは、第36条に従い管理組合理事会の決議又は承認に基づいたものをいう。
 - 5 入会金及び飼育負担金につき予算執行上の余剰が生じた場合は、管理組合はペットクラブの同意を得て余剰金を管理組合規約第26条第1項に規定する団地修繕積立金に充てることのできるものとする。
 - 6 ペットクラブは前項の入会金及び飼育負担金の合計額が400万円を超えた場合は、超えた部分に対して特別な理由がない限り、管理組合の申し立てに対して100万円単位で管理組合規約第26条第1項に規定する団地修繕積立金に充てることとする。

(許可が必要な小動物の許可手続)

- 第9条 許可が必要な小動物の飼育者、あるいは当該小動物を飼育しようとする組合員等は管理組合が定める所定の「ペット飼育許可申請書(兼誓約書)」をもって申請し、管理組合の許可を得なければならない。
- 2 前項の申請に対する許可の審査及び決定については、第6条第3項・第4項を準用する。なお、管理組合は特に必要であると認めるときは、ペットク

ラブの入会を条件とする飼育許可決定ができるものとする。

- 3 管理組合は、飼育許可を決定した場合には、申請者に対し管理組合が発行する小動物に関する飼育標識を交付する。飼い主は当該飼育標識を他の組合員等が見やすい場所に提示しておかなければならない。
- 4 ペットクラブは管理組合に代行して、許可が必要な小動物の飼育者に対し、許可手続、本細則の遵守事項に関し、適切な助言、指導、勧告をすることができる。

(小動物飼育者のペットクラブ入会)

- 第10条 管理組合が、飼育許可申請した小動物につき、ペットクラブ入会を条件として飼育許可をした場合は、その条件付飼育許可と同時に申請者に対し第8条第1項記載のペットクラブ入会金、飼育負担金の支払口座を通知する。
- 2 前項の場合、当該小動物の飼育者は、入会金、飼育負担金の振込証明書又はそれに代わる書面を管理組合に提出して、ペットクラブの入会手続を行うものとする。
 - 3 ペットクラブ入会を条件として飼育許可を受けた小動物の飼育者は、前項のペットクラブ入会手続をしない限り、当該小動物を飼育できないものとする。

第3章 飼育者の義務、遵守事項

(飼育者の義務)

- 第11条 すべてのペットの飼育者は、第一に他の組合員等に迷惑をかけない事を心がけ、苦情を受けた場合直ちに是正処置をとらなければならない。
- 2 ペットによる被害が生じたときは、当該ペットの飼育者は速やかに損害賠償の支払もしくは被害修復等を行わなければならない。
 - 3 ペットの飼育者は、その飼育場所を組合員等の専有部分に限定し、専用品庭及びバルコニー等での給餌、排泄及びブラッシングをしてはならない。

(犬又は猫等の飼育者の遵守事項)

- 第12条 犬又は猫の飼育者、及びペットクラブ入会を条件として飼育許可を受けた小動物の飼育者は、当団地が犬又は猫などのペット飼育に適さない団地、施設であることを十分に配慮し、当団地の静かで清潔な住宅環境を保つために次の事項を守らなければならない。なお、小動物については、各項目のうち犬又は猫に限定されるものを除き、いずれも「小動物」と読み替えてこれを適用するものとする。
- 一 犬又は猫(以下「当該ペット」という)の飼育方法につき、他の組合員等の立場を尊重し、快適な生活環境の維持向上に努めること
 - 二 当該ペットの本能・習性等を理解すると共に、飼育者としての責任を自覚して当該ペットを終生、適正に飼育すること
 - 三 常に清潔に保つとともに疾病の予防・衛生・害虫の発生防止等の健康管理を行うこと。そのため、獣医師による健康診断等を受診するよう努める
 - 四 当該ペットには、必要な「しつけ」や管理を行うこと
 - 五 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法等に規定する飼育者の義務を守ること。但し、当該ペットにつき健康上の理由などから予

防接種等が生命の危険があると判断された場合は、獣医師の診断書を提出の上義務免除を行うことができる

- イ 犬について、狂犬病予防法第4条第2項に基づく登録を受け、同条第3項に基づき鑑札を着けていること。また、狂犬病予防注射を接種すること
- ロ 自己の所有であることを明らかにするため、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、猫の飼育に当たっては、自己の所有であることを明らかにするため、必ずマイクロチップを注入すること。また、犬の飼育に当たっては、自己の所有を明らかにするため、マイクロチップの注入に努めること
- 六 飼育は各戸完全室内で行うこと。したがって専用庭、バルコニーなどに犬又は猫用の小屋等を設置してはならない
- 七 戸外に連れ出す場合は必ず綱、鎖または紐をつけること。首輪等にペットクラブ指定の迷子防止表示をつけ、当団地内のペットであることを表示する
- 八 階段等では、当該ペットをかかえ、又は当該ペットを壁側に寄せ保定するなどして(又はケージ等に入れ)、移動すること
- 九 自己の居室のみで当該ペットの毛の手入れ、ケージの清掃等を行い、その場合は必ず窓を閉める等して毛の飛散を防止すること
- 十 管理組合管理地内で、当該ペットの手入れ若しくはケージ、ブラシその他の飼育用具等の清掃をし、又はトイレ用の砂の乾燥を行わないこと
- 十一 清掃やシャンプーを行うときは、動物の毛などで配水管を詰まらせないようにすること
- 十二 当該ペットの異常な鳴き声や、糞尿等から発する悪臭によって近隣組合員等に迷惑をかけないこと
- 十三 猫は去勢・避妊手術を義務付け、他の動物に関しては去勢または不妊手術等の繁殖制限処置を行うよう努めること
- 十四 当該ペットによる汚損・破損・障害等が発生した場合には、損害賠償その他の責任を負うとともに誠意をもって解決に努めること
- 十五 地震・火災等の非常災害時には、当該ペットを保護するとともに当該ペットが他の組合員等に危害を及ぼさないよう留意すること
- 十六 犬又は猫が死亡した場合には、速やかに「飼育中止届」を提出し、動物霊園・清掃事務所等に埋葬するなど適正な取り扱いを行うこと。また、やむを得ず犬又は猫の飼育を中止する場合は、飼育申請時に届け出た引き取り人に引き取ってもらうか、新たな引き取り人を探す等して、自己の責任において遺棄しないこと
- 十七 飼い主はペットクラブが主催する各種講習会やマナー教室などに参加しなければならない。やむなく参加できないときは同クラブ地区役員にその旨届け出て会合内容を確認するものとする
- 十八 飼い主は、管理組合の行うクリーンデー前に実施する住宅周辺の糞拾い活動に参加する他、共有施設や住宅周辺の環境及び衛生の保持に努める
- 十九 度々の苦情が出ている飼い主はペットクラブの指定するカウンセリングまたは講習会を1年以内に受講し、受講したことを証明する書

類を提出すること

- 二十 本細則制定以前から飼育されている中型犬以上(成犬の体長がおおよそ70cm以上)の犬の飼い主は、当該ペットにつき、犬の訓練所等で十分なしつけ、訓練をすること
- 二十一 飼い主は留守中、過度に通行人や訪問者などに吼えさせないように十分なしつけをし、かつ窓を閉め切っておくこと
- 二十二 犬・猫ともに室内での排泄を習慣付け、専用の砂などで厳重に梱包しゴミに出すこと
- 二十三 やむをえず当該ペットが住戸の外で排泄した場合は、糞便を必ず持ち帰るとともに、排泄した場所又は排泄物を衛生的な方法により、適切に清掃、消臭等し、又は処理すること
- 二十四 犬の散歩時には、他の通行人の邪魔にならぬようリードは短いものを使用し、伸び縮みするリードは使わない
- 二十五 飼育者はバルコニーに布団を干す場合には、あらかじめ室内で布団についての当該ペットの毛を取ってからバルコニーに持ち出すようにすること

(保険加入義務)

- 第13条 犬又は猫の飼育者、及びペットクラブ入会を条件として飼育許可を受けた小動物の飼育者は、万が一飼育するペットによる被害が生じた場合に備えて、これに対応する賠償責任保険に加入しなければならない。

第4章 ペットクラブ

(ペットクラブ)

- 第14条 管理組合は、ペットの飼育者が、本協定及び本細則第11条・第12条・第13条に定めるペット飼育者の義務、遵守事項その他本細則に定める事項を適切に、且つ、速やかに遵守、履行するための補助協力団体として、本細則の制定と同時にペットクラブを設置し、これを管理組合の監督下に置くものとする。
- 2 ペットクラブの構成員(以下「会員」という)は次のとおりとする。
 - 一 犬又は猫の飼育者
 - 二 管理組合がペットクラブの入会を飼育許可条件とした小動物の飼育者
 - 三 本細則の適用外(但し、一部適用)となる盲導犬、聴導犬、介護犬の補助を受ける飼育者
 - 四 その他ペットクラブが入会を承認した者
 - 3 ペットクラブは、その名称を「原山レジデンスペットクラブ」とする。

(ペットクラブの目的)

- 第15条 ペットクラブは、本細則に定める飼育に関する義務及び遵守事項等をペットクラブの構成員(会員)に遵守、履行せしめることにより、当団地に於いてペットを飼育していない他の組合員等の立場を尊重し、飼育に関するトラブルの防止を図り、快適な居住環境の維持向上を図ることを目的とする。

(強制加入等)

- 第16条 犬又は猫を飼育する飼育者(一時的に預かった場合も含む)及び、入会

を飼育許可条件とされたペットの飼育者は、全て本章に定めるペットクラブに加入しなければならない。

- 2 前項によるペットクラブ入会の際の負担金は次のとおりとする。
 - 一 ペットクラブ入会金 金30,000円
 - 二 飼育負担金 金1,000円/月の6ヶ月分 金6,000円
- 3 盲導犬等の補助を受ける飼育者については、ペットクラブへの入会は任意とする。なお、ペットクラブに入会する場合は、その入会金、飼育負担金の支払を免除される。

(会員の義務)

第17条 ペットクラブの会員は次のとおりの義務を負う。

- 一 本細則に定める義務及び遵守事項の履行
- 二 飼育負担金(月額金1,000円)の支払
- 三 飼育ペットによる被害が生じた場合の損害賠償の支払もしくは被害修復行為等の履行
- 四 ペットクラブの役員の就任
- 五 ペットクラブによる指導、助言、勧告の履行
- 六 管理組合からの勧告の履行
- 七 近隣の組合員等からの苦情に対する誠実な対応
- 八 その他ペットクラブの決定ないし決議事項の遵守

(ペットクラブの活動業務)

第18条 ペットクラブの目的の達成、維持するための活動業務は次のとおりとする。

- 一 会員相互の友好を深めるとともに、ペットの正しい飼い方に関する知識を広めるよう努め、それに必要な活動を行う
 - 二 犬又は猫のしつけ教室等を開催し、飼育のマナーの向上に努め、それに必要な活動を行う
 - 三 犬又は猫の飼育に起因する組合員等への損害又は迷惑を防止するため及び犬又は猫との共生について飼育していない組合員等への理解を得るために、必要な活動を行う
 - 四 動物愛護精神を尊重し、動物の本能、習性等を理解すると共に、飼い主として責任を自覚し適正に飼育できるように必要な活動を行う
 - 五 団地内の共有施設や住宅周辺の環境及び衛生の保持に努め、それに必要な活動を行う
 - 六 ペットを飼おうとする組合員等の相談窓口業務
 - 七 ペットの苦情対策について、管理組合よりの要請を受けて、その内容を明らかにした上で、その解決のために必要な助言又は指導等適切な対処をし、苦情原因行為の除去、是正に努め、それに必要な活動を行う
 - 八 管理組合と常に連携してペット飼育に関する問題につき解決努力すると同時に、ペット飼育に関する手続及び飼育標識の発行等の業務代行
 - 九 その他前各号に関連する必要な活動を行う
- 2 ペットクラブは、会員だけでは解決することが困難な問題が生じた場合には、当該会員と連携し適切な解決に努める。
 - 3 ペットクラブは、本細則に違反した会員に対して適切な飼育方法等を指

導、助言、是正の勧告を行う。

- 4 ペットクラブは、管理組合及び組合員等に対し、その会の組織及び運営状況について適宜報告する。

(管理組合の指導・監督)

- 第19条 管理組合は、特に必要があると認めるときは、ペットクラブの会員の義務履行、並びに、前条記載の活動業務その他本細則等で定める事項の運営等につき、理事会の決議を経て、ペットクラブに対し指導、助言、勧告、もしくは監査をすることができる。

(自主運営の尊重・会則の制定)

- 第20条 管理組合は、第19条の場合を除くほか、ペットクラブが第18条の活動業務等を自主的に運営することにつき、これを尊重する。
- 2 ペットクラブは、同クラブないし会員相互間の規律、活動業務等を適切且つ効率的に運営するための会則を定める。但し、ペットクラブが会則を定めたとき、もしくは会則全部又は一部を改正又は廃止したときは、速やかにその旨管理組合に届け出て、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 前項但書につき、管理組合理事会の承認を得られない会則の制定、全部又は一部の改正もしくは廃止は無効とする。

(ペットクラブの役員・役員会)

- 第21条 ペットクラブの活動業務等は役員・役員会を中心に運営する。
- 2 前項の役員・役員会に関する事項はペットクラブの会則で定めるものとする。
- 3 管理組合は、何時にても、ペットクラブの役員会に理事を出席させることができ、ペットクラブ役員会はこれを拒否できないものとする。

(ペットクラブ総会)

- 第22条 ペットクラブは年1回の定時総会を開催し、また必要に応じて臨時総会を開催する。
- 2 ペットクラブは、定時総会において会長等の役員を選出し決算報告を行うと同時に重要な案件の審議を行う。
- 3 ペットクラブの総会開催及び決議事項等は、ペットクラブ会則で定める。
- 4 ペットを飼育しない組合員はペットクラブの総会に出席することができ、また、総会議長の許可を得て発言することができる。

(運営費等)

- 第23条 ペットクラブの運営費は、管理組合が入会金及び飼育負担金から構成される「ペットクラブ会計」から支出する。
- 2 ペットクラブは、管理組合からの運営費以外に必要経費が予定される場合は会員の過半数の賛同を得て臨時会費等を徴収することができる。
- 3 管理組合は本細則第33条第5項による訴訟費用等のために、前項の手続を経ずしてペットクラブの会員から臨時費用を徴収することができ、会員はこれに応じなければならない。但し、盲導犬等の補助を受ける会員はこの限りではない。

(ペット管理台帳)

第24条 ペットクラブは「飼育許可申請書」に基づいて許可されたペットの「ペット管理台帳」及びこれに付随する書類を作成し、保管、管理をする。

2 ペットクラブは、前項の「ペット管理台帳」の作成、調製に際して、当該ペットが特定できるよう十分に配慮しなければならない。

3 管理組合及び組合員等は何時にも「ペット管理台帳」の閲覧要求ができるものとし、ペットクラブは適宜「ペット管理台帳」を開示しなければならない。

(未申請動物に対する処置)

第25条 ペットクラブは、飼育許可申請手続を経ていない犬、猫又は許可が必要な小動物の飼育を発見した場合は、当該飼育者に対し飼育許可申請手続を経るよう指導、勧告することができる。

2 ペットクラブは、前項に定めるペットクラブの指導に飼育者が従わない場合は、当該飼育者の氏名、住戸番号を管理組合に報告する。

(保険加入の指導・勧告)

第26条 ペットクラブは、第13条のペットに関する賠償責任保険に加入していない会員、又は、同保険の更新をしていない会員があるときは、直ちに当該会員に対し保険の加入、又は再加入を指導、勧告する。

(業務の代行)

第27条 管理組合は、ペットクラブに対し、ペット飼育許可手続を除き、ペット飼育に関する手続き及び飼育標識の発行等の業務を代行させることができる。

(仲裁行為)

第28条 管理組合は、ペットによる被害が生じた場合で、被害組合員等の申出又は同意がある場合に、ペットクラブに対し、加害ペット飼育者との仲裁行為を要請することができる。

2 管理組合は、苦情がある場合、又は被害とは至らない程度のものであっても事前防止の必要性がある場合で、組合員等からの申出又は同意があるときは、ペットクラブに対し仲裁行為を要請することができる。

3 管理組合から仲裁行為の要請があった場合、ペットクラブは誠実にこれに対応しなければならない。

(退会)

第29条 会員は、次の場合において、当然にペットクラブを退会するものとする。

一 ペットが死亡したとき

二 会員の住居移転(但し、原山レジデンス内の移転はこの限りではない)

三 ペット飼育中止届を提出し、ペットクラブが中止事由を確認したとき

2 飼育負担金については、退会時の翌月から支払義務が消滅するものとする。なお、管理組合が当該会員から飼育負担金の先払いを受けているときは、管理組合は退会者に過払分を速やかに返還する。なお、この返還金には利息を付さないものとする。

(入会金・飼育負担金の免除)

第30条 管理組合は、飼育しているペットが死亡して退会した会員が1年以内に飼育許可を取得してペットクラブに再入会する場合は、当該飼育者に対し

ペットクラブ入会金の支払を免除する。但し、再入会に必要な経費がかかった場合は、再入会会員はその実費を負担する。

- 2 管理組合は、ペットの行方不明で本細則第32条、同第29条第1項第3号により退会した会員につき、当該ペットが発見されて再入会した場合も改めて入会金を徴収しないものとする。
- 3 管理組合は、ペットクラブが特定の会員につき、入会金及び飼育負担金の免除、あるいは入会金又は飼育負担金のいずれか一方の免除を申請した場合で、理事会が正当な理由があると認めたときは、当該申請にかかる支払を免除する。

(除名)

第31条 ペットクラブは、会員につき会則に定めた除名事由が生じたときは、ペットクラブ役員会の決議により当該会員をペットクラブから除名することができる。

- 2 除名された会員は、管理組合の飼育許可取消処分前においても、直ちにペットの飼育を中止しなければならない。除名された会員は以後5年間ペットの飼育は認められない。
- 3 管理組合は、ペットクラブから除名された会員が引き続きペットを飼育する場合は、ペットクラブから報告を受けたうえで必要な対策及び法的処置をとるものとする。

第5章 飼育の中止、飼育許可の取消

(飼育の中止)

第32条 飼育許可を得たペット飼育者は、ペットの飼育を中止する場合において、中止の理由を記載した「ペット飼育中止届」を管理組合に提出し、飼育標識を返還する。

- 2 前項のペット飼育者は、次の場合においても、前項の「ペット飼育中止届」を管理組合に提出するものとする。
 - 一 ペットの死亡
 - 二 ペットの所在が1ヶ月以上不明のとき

(飼育許可の取消)

第33条 管理組合はペットの飼育者につき、次の事由が生じた場合には、当該ペットの飼育許可を取り消すことができる。

- 一 第11条・第12条・第13条に定める義務及び遵守事項に違反し、管理組合が3回以上違反行為の改善・修復・是正等を勧告してもこれに従わないとき
- 二 ペットクラブの会員であるにもかかわらず、所定の飼育負担金を滞納し、管理組合が独自に、又はペットクラブからの報告を受けて支払を督促しても、これに応じないとき
- 三 ペットが組合員等の生命・身体・財産等に重大な危害を加えたとき
- 四 ペットクラブの会員であるにもかかわらず、同クラブ会則に度々違反し、同クラブの指導、勧告に従わないとき
- 五 ペットクラブから除名処分を受けたとき
- 六 その他前各号に類する重大な違反があったとき

- 2 ペットの飼育許可を取り消された飼育者は、飼育許可申請時に届け出た引き取り人に引き取らせ、これに抛りがたい場合は新たな飼い主を探すなど速やかに適切な処置をとらなければならない。
- 3 ペットの飼育許可を取り消された飼育者は、以後5年間はペット飼育をすることができない。
- 4 管理組合は、飼育を取り消されたにもかかわらず継続してペットを飼育していた場合、総会の決議を得て、区分所有法第57条から第60条に定められた処置を実行することができる。
- 5 前項の処置を実施する場合、その訴訟費用等の負担は、ペットクラブの負担においてまかなうものとする。

第6章 苦情受理・禁止及び違反者に対する処置

(苦情受理、処理)

- 第34条 組合員等が近隣のペットによる迷惑行為を受けた場合は、当該ペットの飼い主に対する直接の苦情申立の有無にかかわらず、管理組合に対し苦情を申し立てることができる。申立の方法は口頭もしくは管理事務所備え付けの「苦情申立書」による。
- 2 苦情を受け付けた管理組合は、ペットクラブに指示し苦情原因行為の調査及び対策を立てさせること、もしくは苦情原因行為の除去・是正を求めることができる。
 - 3 管理組合は、苦情申立人に対し、調査結果及び対策、もしくは苦情原因行為の除去・是正につき文書をもって報告する。
 - 4 管理組合は、苦情の処理につき、第28条所定の手続を経て仲裁行為をペットクラブに要請することができる。

(禁止及び違反者に対する処置、飼育者に対する指導)

- 第35条 管理組合は、第2条第1項第一号の違反行為があった場合は、直ちに飼育者に対し当該危険動物等の飼育禁止を命じることができる。また、必要がある場合には警察その他関係諸官庁に届け出るものとする。
- 2 管理組合は、第2条第1項第二号・第三号の違反行為があった場合は、ペットクラブをして当該飼育者に対し、飼育許可手続を取るよう違反行為の是正を指導、勧告させることができる。また、ペットクラブは、当該飼育者が本細則に違反し、または当該ペットが他の組合員等に迷惑や危害を与えた場合は、直ちに当該ペットの飼育者に対し、違反行為の解消、改善、是正、もしくは被害修復の指導、勧告を行うことができる。
 - 3 管理組合は、ペットクラブの指導、勧告に従わず、飼育許可手続を経ないで飼育している飼育者に対し、管理組合は飼育禁止処分があることを喚起する文書をもって違反行為等の是正を勧告することができる。管理組合は、当該飼育者が管理組合の勧告に従わない場合は、当該ペットの飼育禁止を命じることができる。
 - 4 管理組合は、本細則第10条にてペットクラブの入会を条件として飼育許可を受けた小動物の飼育者が相当の期間を経過してもペットクラブに入会しない場合は、ペットクラブをして、入会の指導、勧告を行うことができる。管理組合は、当該飼育者がペットクラブの指導、勧告に従わない場合は、飼育禁止処分があることを喚起する文書をもって違反行為等の是正を勧す

ることができる。管理組合は、当該飼育者が管理組合の勧告に従わない場合は、当該ペットの飼育禁止を命じることができる。

- 5 管理組合よりペットの飼育禁止を命じられた者は、以後5年間はペット飼育をすることができない。
- 6 管理組合は、前第1項・第3項・第4項において飼育禁止を通告したにもかかわらず、継続して飼育していた場合、総会の決議を得て、区分所有法第57条から第60条に定められた処置を実行することができる。
- 7 前項の処置を実施する場合、管理組合がその訴訟費用等を負担する。

第7章 雑 則

(機関決定・実行)

第36条 本細則中に規定する管理組合が行う行為とは、本細則に特別の定めがない限り、管理組合理事会の決議又は承認に基づいて理事長又は専任担当理事が行う行為とする。

(委任事項)

第37条 管理組合は、本細則の趣旨に反しない範囲で、且つ、管理組合及びペットを飼育しない組合員等の利害に反しない限り、理事会の決議にて、本細則に定めるもの以外の業務をペットクラブに委任できるものとする。

(本細則とペットクラブ会則)

第38条 ペットクラブは、本細則に違反せず、且つ、管理組合及びペットを飼育しない組合員等の利害に反しない範囲内において、本細則で定めない事項を会則にて定めることができる。

(変更又は廃止)

第39条 本細則の変更または廃止は、管理組合同規約第51条により総会決議事項とする。

付 則

第1条 本細則第12条第1項第五号ロに規定する猫へのマイクロチップ取り付けについては、千葉県内の獣医師、動物病院等においてこれを実施又は施療していないので、当該取り付けが千葉県内において実施又は施療され、且つ、印西市地区近隣の獣医師、動物病院等においても当該取り付けが可能となるまで、本条項を適用しない。

この細則は平成15年5月18日より施行する。

平成24年5月20日 第2回規約改定

令和6年(2024年)5月12日改定